

平成30年度立花山山開き

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)

春の登山シーズンを祝い、安全を祈願する立花山山開きを行います。当日は山頂で式典が催され、登山道入口では甘酒の配布や地元農水産物の販売コーナーが開設されます。

立花山は絶好のハイキングコースとして年々登山者が増加しています。山頂広場は福岡市や相島、玄界灘を一望できる大人気スポットです。みなさんもこの機会に清々しい春の登山を満喫してみませんか。

日時 4月8日(日)午前11時から

場所 立花山山頂

統計調査員を募集します

問い合わせ先 役場政策経営課 ☎962-0230(直)

統計調査員として理解と熱意を持ち、国が実施する統計調査業務に従事する人を募集しています。

仕事内容 調査員説明会への出席、調査票の配布・回収、回収した調査票の点検・整理など

本年度の予定 工業統計調査(5月～7月)、住宅・土地統計調査(8月～10月)、漁業センサス(8月・9月、10月・11月)

報酬 各統計調査で決められた報酬額

応募要件 20歳以上で、秘密の保持ができる人
※その他にも要件があります。詳しくは問い合わせください。

申込期間 随時

※統計調査が実施されるときに、町から調査員依頼の連絡をします。

申込方法 登録申込書に記入し、提出(登録申込書は町のホームページ、役場政策経営課窓口にて取得できます)

申込先 役場政策経営課

**電話でお金はすべて詐欺！
すぐに相談・110番**

町からのお知らせ

申込・問い合わせ受付時間

月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時
(祝休日は除く)

※特に記載のないものは、この受付時間になります。

本誌に記載している問い合わせ先は4月1日以降のものです。詳しくは裏表紙をご覧ください。

4月から国民健康保険制度が変わります

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

国民健康保険(国保)は市町村ごとに運営されてきましたが、4月からは国保財政を安定させ、将来にわたり制度を継続させるため、県も市町村とともに国保運営を担います。

【保険証などの様式が変わります】

県も国保の保険者となるため、被保険者証(保険証)や限度額適用認定証などの様式が変わります。交付済みの被保険者証は、4月1日以降の最初の更新のときに変更となる予定です。

【高額療養費の多数回該当^(※)が県単位で通算されます】

県内の他市町村への転出であれば、高額療養費の多数回該当^(※)は通算されるようになります。

※過去12か月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

【窓口は役場のままです】

運営主体が県に移るだけで、保険税の納付先や各種手続きの窓口は役場のままです。なお、転入・転出の際は県内・県外に関わらず、町での手続きが必要です。ご注意ください。

「上手に食べよう健康塾」を開講します

問い合わせ先 シーオーレ新宮健康福祉課(健康づくり担当)
☎962-5151(直)

健康づくりについて、栄養の基本、生活習慣病、食育などをさまざまな視点から学びませんか。毎日の献立のヒントや料理のコツを学ぶ調理実習や、楽しく身体を動かす運動実習も行います。一緒に楽しく学んでみませんか。

	日程	テーマ
1	5月16日(水)	開講式 健康づくりの基本
2	5月23日(水)	食生活の現状～食事チェックと食事バランスガイド～
3	5月30日(水)	食育～食生活を年代別に考えましょう～
4	6月6日(水)	調理実習
5	6月13日(水)	生活習慣病予防～メタボリックシンドロームと食生活～
6	6月20日(水)	調理実習
7	6月27日(水)	健康づくりのための運動～楽しく体を動かそう～
8	7月4日(水)	修了式 ～食生活改善で健康づくり～

※内容は変更することがあります。

時間 午前9時30分～11時30分
(調理実習の日は午後1時30分までです)

場所 シーオーレ新宮

対象 次の①～③にあてはまる人

- ①町内に住み、「上手に食べよう健康塾」に参加したことがない人
- ②全8回をとおして参加できる人
- ③終了後に新宮町食生活改善推進会の活動(健康的な食生活普及のためのボランティア活動)に参加できる人または活動に興味がある人

参加費 1,500円(テキスト代など)

※初回に集めます。

申込方法 窓口、電話

申込締切日 4月27日(金)

定員 15人(先着順)

申込先 シーオーレ新宮健康福祉課

住居表示(案)の縦覧ができます

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

本年度実施予定の住居表示の「丁目の区域」と「名称」の案を縦覧します。

期間 4月3日(火)～5月2日(水)

場所 役場住民課窓口(住居表示係)

内容 大字三代・大字下府・大字原上の各一部の「丁目の区域」と「名称」

マタニティ&ママの集いの会

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直)

毎月1回テーマを設けて、これから町で子育てをしていく妊婦や子育て中の0歳児の保護者が集まる交流会を行っています。

4月は妊娠中・産後の食事について、管理栄養士による講話を行います。妊娠中や産後のママの食事は赤ちゃんが元気に育つため、また、ママの健康維持のためにとっても大切です。妊娠中や産後は食生活を振り返るよいチャンスです。料理は苦手という人や忙しいママもすぐに実践できるポイントを教えます。

日時 4月17日(火) 午前10時～正午

場所 シーオーレ新宮

対象 町内に住む妊婦や0歳児の保護者とその家族
※託児はありませんが、子どもの見守りスタッフがいます。

内容 管理栄養士による講話

「すぐに実践できる

お腹の赤ちゃん和妈妈のための食事」

参加費 無料

持ってくるもの 母子健康手帳、筆記用具

申込方法 窓口、電話

申込締切日 4月12日(木)

申込先 シーオーレ新宮

4月から担当課が 子育て支援課に変わります

マタニティ&ママの集いの会は、3月までは
申込受付もシーオーレ新宮健康福祉課(☎962-5151)で担当します。

「千年家宝物」毘沙門天像御開帳祭

問い合わせ先 町立歴史資料館 ☎962-5511 (直)

千年家には、伝教大師(最澄)が唐で彫刻し、千年家に授けたと伝えられている高さ30cmほどの毘沙門天像が大切にまつられています。この像は、毎年4月13日の「御開帳祭」の日だけ見ることができます。



日時 4月13日(金) 午前11時～午後3時

場所 横大路家住宅(上府420)

固定資産税帳簿の縦覧

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731 (直)

平成30年度の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

期間 4月2日(月)～5月31日(木)

場所 役場税務課

縦覧できる人 固定資産税の納税者または納税者の委任状を持参した人

持ってくるもの 本人確認ができる運転免許証など
※固定資産税の納税義務者は、固定資産課税台帳の閲覧ができます。

新宮町クリーン作戦～ラブアース・クリーンアップ2018～

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732 (直)

新宮町の素晴らしい自然を守っていくために、今年も地域のみなさんの参加による「新宮町クリーン作戦」を実施し、新宮海岸や立花山を中心に町内一斉の清掃活動を行います。また、本年度から新宮海岸に面した楯の松原の保全活動を併せて行います。

地域のみなさん・企業・ボランティア団体のみなさんと一緒に新宮町の豊かな自然を守っていきましょう。

たくさんの参加をお待ちしています。

日程 4月29日(日・祝) ※小雨決行

集合時間

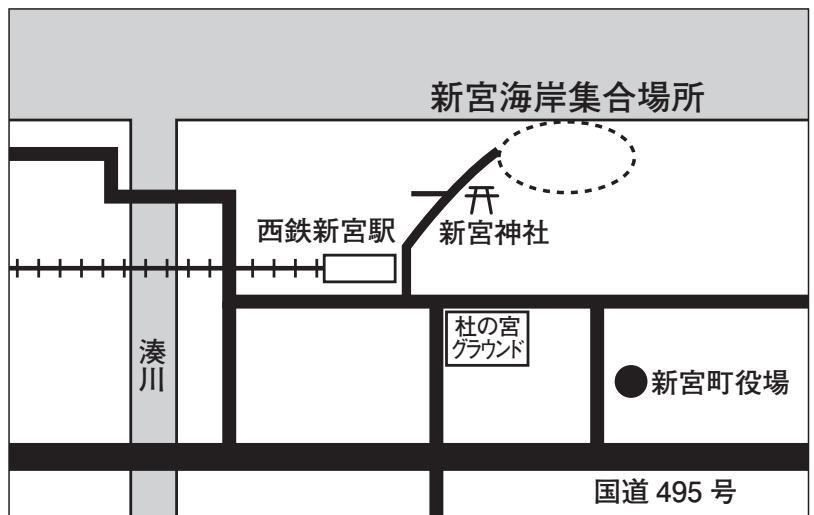
午前9時(作業時間2時間程度)

集合場所	行政区
新宮海岸	湊、新宮、下府1、下府2、杜の宮、上府、緑ヶ浜、パークシティ、桜山手、夜白1～4、ファーンレスト新宮、中央駅前、中央駅西、よつば
人丸公園	湊坂
各公民館	立花口、三代
花立花中央公園	花立花
的野遊園地	的野
漁協前	相島 ※4月15日(日)に行います。



▲昨年のクリーン作戦の様子

※原上区に住む人は、5月上旬に実施予定です。詳しくは後日行政区よりお知らせします。



消防トピックス

粕屋北部消防本部 ☎944-0131
http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/



平成30年 山火事予防の標語

「小さな火 大きな森を 破壊する」

【林野火災などの防止】

暖かい気候となり、ハイキングや山菜採りなどに出かける機会が増える季節を迎えました。この時期は降水量が少なく空気が乾燥しているため、全国的に林野火災や海岸沿いの松林などの火災が多発する傾向にあります。

行楽先では火の取り扱いや始末に注意し、火災発生の防止に努めましょう。

【林野火災などを防ぐための注意点】

- 枯草など、燃えやすいものがある場所でのたき火はやめましょう。
- 喫煙は指定された場所でするようにしましょう。吸い殻は投げ捨てず、携帯灰皿などを利用しましょう。
- 強風時や空気の乾燥時は、火気の使用は控えましょう。



4月6日～15日は 春の交通安全県民運動期間です

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

県では、運動の重点を次のとおり定めています。

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②飲酒運転の撲滅
- ③自転車の安全利用の推進
- ④全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践し、交通事故防止に努めましょう。

国民年金からのお知らせ

問い合わせ先 東福岡年金事務所国民年金課 ☎651-7129(直)
役場住民課 ☎963-1733(直)

【平成30年度国民年金保険料と口座振替】

4月分から平成31年3月分までの一月あたりの国民年金保険料が1万6,340円に決まりました。

保険料の納付方法

- 納付書(コンビニエンスストア・金融機関など)
- 口座振替
- クレジットカード

※口座振替やクレジットカード納付を利用すると、毎月金融機関などの窓口へ行く手間もなくなり、納め忘れもないため大変便利です。

【国民年金保険料免除猶予制度】

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請が認められると保険料の納付が免除または猶予されます。本人・配偶者および世帯主の前年の所得審査などにより決まります。過去分の審査対象期間は2年1か月前までです。

持ってくるもの

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ②離職票または雇用保険受給資格者証(失業者のみ)
- ③印鑑

【学生納付特例制度】

学生は申請が認められると保険料の納付を猶予できます。対象期間は申請時点の2年1か月前の月分から平成31年3月分までです。なお、対象となる学校が限定されています。

対象 本人の前年所得が118万円以下で20歳以上の学生

※扶養する家族がいる場合は基準額が変わることがあります。

持ってくるもの

- ①マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ②学生証(在学証明書)
- ③印鑑

詳しくは問い合わせください。

申込先

- 東福岡年金事務所国民年金課
- 役場住民課



4月1日から町税・料金などの支払いに「モバイルレジ」が利用できます

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

町では、町税、料金などの新しい支払い方法として、スマートフォンなどを利用した納付サービス「モバイルレジ」を導入します。

【モバイルレジ】

納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取り、インターネットバンキングなどに接続して納付できるサービスです。銀行窓口やコンビニに出かけなくても、いつでもどこでも納付できます。

【納付できる税金・料金など】

- ・町県民税(普通徴収)
 - ・固定資産税
 - ・軽自動車税
 - ・国民健康保険税
 - ・後期高齢者医療保険料
 - ・保育所保育料
 - ・保育利用料
 - ・公営住宅使用料
 - ・緊急通報利用者負担金
 - ・上下水道料金
- ※支払いについては各担当課へ問い合わせください。

【利用上の注意】

- ・事前に金融機関とのインターネットバンキングなどの契約が必要となります。
- ・モバイルレジで納付した場合は領収証書が発行されません。通帳記入やインターネットバンキングなどの取引明細でご確認ください。
- ・納付にかかる手数料は無料です。ただし、通信に必要な通信料がかかります。
- ・金額が30万円を超えるバーコードがない納付書や、傷や汚れによりバーコードが読みとれない場合は利用できません。
- ・納付期限が過ぎた納付書は取り扱いできません。
- ・モバイルレジの操作方法などは各金融機関に問い合わせください。

モバイルレジアプリダウンロード・金融機関一覧はこちらから確認できます。



平成30年度 こども体験クラブ募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

日常では接する機会の少ないさまざまな体験活動を4回シリーズで行います。詳しくは、問い合わせください。

定員 24人(定員を超えた場合は抽選)

対象 町内に住む小学4年生～6年生(4回すべて参加できること)

参加費 1万円(原則返金不可)

申込期間 4月2日(月)～11日(水)の午前8時30分～午後5時

申込先 そびあしんぐう社会教育課

※申込用紙はそびあしんぐうに用意しています。町ホームページからも取得できます。

	テーマ	日程
第1回	新宮よいとこ巡り ～的野区～	5月19日(土)
第2回	夏の体験一泊二日 ～玄界灘～	8月3日(金) 4日(土)
第3回	新宮よいとこ巡り ～相島区～	9月15日(土)
第4回	冬の体験一泊二日 ～夜須高原～	12月1日(土) 2日(日)

※予定は変更することがあります。



▲前回の林間ボブスレーの様子

たすけ愛～定期的な献血にご協力ください～

問い合わせ先 新宮町愛の献血推進協議会(シーオーレ新宮健康福祉課内) ☎962-5151(直)

血液は長期保存ができないため、定期的な献血者の確保とともに、新しく献血に協力できる人が必要です。あなたの善意は輸血が必要な患者さんにすぐに届けられます。

日時 4月26日(木) 午前10時～午後0時30分、午後1時30分～4時

場所 シーオーレ新宮

持ってくるもの 献血カード(持っていない人は本人確認できるもの)

【注意】

- 医師の診断によりご遠慮いただく場合があります。体調などを確認してご協力ください。
- 検査目的での献血や偽った情報での献血はご遠慮ください。
- 4月1日から献血における1年間の算定方式が、「365日」から「52週(364日)」に変更されます。年間総献血量または年間献血回数が上限に達した場合の次回献血可能日は、起算日から数えて1年後の同じ曜日となります。

献血可能基準

献血の種類	400ml
対象年齢 (献血日現在)	男性：17～69歳 女性：18～69歳 (65歳以上の人は、60歳～64歳に献血経験がある人)
体 重	男女とも50kg以上
年間献血 回 数	男性：年3回以内、女性：年2回以内
献血の間隔	男性：前回の献血から12週間後の同じ曜日から献血可 女性：前回の献血から16週間後の同じ曜日から献血可
献血を ご遠慮 いただく人	○妊娠中・授乳中の人 ○3日以内に歯科治療(歯石除去を含む)を行った人 ○一定期間内に予防接種を受けた人 ○6か月以内にピアスの穴をあけた人、入れ墨をした人 ○動物または人に咬まれた人 ○海外からの帰国後4週間が経過していない人 ○特定の病気にかかったことがある人、輸血・臓器移植歴のある人 ○エイズ、肝炎などのウイルス保有者、またはそれと疑われる人 ○クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)の人、またはそれと疑われる人

しんぐるっと～地域座談会を行いました(花立花区・夜臼2区・桜山手区)～

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当) ☎710-8286 / 新宮町社会福祉協議会 ☎963-0921



町では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるまちづくりの実現を目指して、『しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～』を開催しています。

今後は各行政区を単位とする、より地域に密着した『地域座談会』の開催を予定しています。各地域での実施に先駆け、2月10日に花立花区・夜臼2区、20日に桜山手区で開催しました。区長や区の役員、住民のみなさんが参加して、自分たちの地域の特徴、地域での助け合いの活動の実態や、“こんなことに困っている”というような生活に密着した意見を出し合いました。

今後も地域座談会を重ねながら、誰もが住みやすい地域づくりに向けた取り組みを進めていく予

定です。そのためにも、「地域住民ができること」「事業所ができること」「行政が取り組むこと」など、課題とニーズに対して地域資源などをうまく組み合わせることでいくことが重要となります。

地域座談会は今後、各地域で行っていく予定です。お住まいの地域で開催される際にはぜひご参加ください。



公共下水道区域で井戸水を使用している人へ

問い合わせ先 役場上下水道課 ☎963-1736 (直)

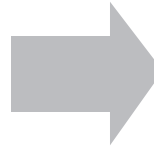
家庭や事業所で井戸水を使用し、その汚水を公共下水道へ排水する場合は、町に届け出が必要です。また、次の場合も料金が変わる場合があるため、届け出が必要です。

- 世帯人数に変更があるとき
- 井戸水の使用を休止または廃止するとき
- 休止中の井戸水の使用を再開するとき
- 名義を変更するとき

届け出の様式は、上下水道課窓口または町ホームページから取得できます。必要事項を記入、押印のうえ、上下水道課窓口へ提出してください。

【井戸水使用か不明な場合】

井戸水使用の場合、検針時に投函している水道使用量等のお知らせの中央あたりに「うち井戸〇m³」と記載されています。井戸水使用か不明な場合は、問い合わせください。



水道使用量等のお知らせ

お客様番号：1234567-001
新宮町緑ヶ浜1丁目〇-△
新宮 太郎 様

平成29年10月分 請求予定金額(合計)	11,520円
水道料金	4,570円
下水道使用料	6,950円

振替予定日 平成29年11月10日

今回検針日 平成29年10月1日
前回検針日 平成29年8月1日

今回メーター指針	4594 m ³
前回メーター指針	4564 m ³
使用水量	30 m ³
下水道使用料 (うち井戸)	48 m ³ 18 m ³

前年同月使用水量 32 m³
前回使用水量 35 m³

消費生活相談室 だより

町では週2回、消費生活相談室を開設しています。
身の回りの消費者トラブルなど気軽に相談してください。
相談は無料、町外在住の専門相談員が対応します。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238 (直)

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日 午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182 (開設時のみ)

契約トラブルに注意！

～春、新しいことを 始める前に～

現在、スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワークング・サービス)が生活の一部になっている人が増えています。それにより、「ネット通販でトラブルになった」「SNSで知り合った人にマルチ取引や儲け話の勧誘をされてトラブルになった」という相談が急増しています。

アドバイス

- 契約トラブルを防ぐためにも責任を持ち、軽い気持ちで契約しない。
- ネットの情報に流されない。
- 「今すぐ決めて」などとせかされてもその場で契約しない。
- 簡単に大金を稼げるということはありません。儲け話は信じない。
- 借金やクレジット契約を勧められても、お金がなければ契約しない。
契約トラブルで困った場合は、消費生活相談室にご相談ください。